

諮問庁：財務大臣

諮問日：令和6年3月7日（令和6年（行情）諮問第222号）

答申日：令和6年5月24日（令和6年度（行情）答申第87号）

事件名：違法な保険金を受け取っている理由に係る文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年11月27日付け財理第3147号により財務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料については省略）。

（1）審査請求書

沖縄総合事務局は、首里城火災保険の保険金を70億円も受け取ったが、この保険書は、違法である。（被保険者が無記名）これを国庫へ納めて問題ないというのであれば、その法律を開示して下さい。

（2）意見書

こんな保険書で保険金が出るなら、みんな被保険者なしで加入ができ、保険金が出るという事になります。実例がありますから。国営公園に保険をかけて、火事になれば保険金が70億円も出ます。そんな話があるなど、国民に知らせて下さい。すごい保険会社があると。国も問題ないと。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

（1）令和5年10月13日付（同月16日受付）で、法3条の規定に基づき、審査請求人から処分庁に対し、以下の行政文書について開示請求が行われた。

【請求した行政文書の名称等】（以下「本件請求文書」という。）

〔行政機関の保有する情報の公開に関する法律〕に行政文書の開示義

務があり、第5条四に公にすることにより犯罪の予防・・公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす・・行政機関の長が認める事につき相当な理由がある場合とあり、その理由を開示して下さい。保険法は守られず違法な保険金を受け取っています。犯罪に加担していますけど。〔問題にしなければ〕問題なければ、法律のどの部分で不開示にできるか開示して下さい。

(2) これに対して、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、令和5年11月27日付財理第3147号により、不開示決定(原処分)を行った。

(3) この原処分に対し、令和5年12月7日受付で、行政不服審査法2条の規定に基づき、審査請求が行われたものである。

2 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると上記第2の2(1)のとおりである。

3 諮問庁としての考え方

本件は、処分庁に対し、令和5年10月13日付(同月16日受付)で、本件請求文書を開示請求内容とする行政文書開示請求書が提出されたもの。

(1) 処分庁は、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が必要として、法4条2項の規定に基づき、令和5年10月24日付で以下の内容を記載したうえ、審査請求人に補正を求めた。

- ・審査請求人が開示を求める不開示決定通知書(令和5年10月10日付財理第2764号)における不開示理由については、開示請求対象文書の特定に足りる事項の記載が不十分であったため文書の補正を求めたところ、形式上の不備が補正されなかったため特定に至らなかったものであり、法9条2項の規定に基づき、不開示とした。

- ・首里城火災に係る保険金については国土交通省所管の一般会計歳入と思料され、その手続きについては沖縄総合事務局において行われたものと考えられることから、国土交通省又は沖縄総合事務局へ問い合わせていただきたい。

- ・保険法は法務省所管の法律であり、財務省においてその解釈を回答する立場にない。

上記を踏まえ、開示請求を続ける場合は行政文書を特定するに足りる事項を記載するよう審査請求人に通知した。

(2) これに対し、令和5年10月27日付(同月30日受付)で、審査請求人から、以下のとおり補正の求めに対する回答書が提出された。

【補正の求めに対する回答書(同月27日付)】

財務省は、その解釈をお答えする立場にないと。そんなこと言ってい

ません。財務省は、このような違法な保険金を受け取れるのか？を問います。受け取れるなら、行政機関の保有する情報の公開に関する法律「第5条四に、公にすることにより、犯罪の予防・・・公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす恐れがあると行政機関の長が認める事につき相当に事情がある情報」は、開示しなくてよいと。

ですから、開示しないのであれば、行政機関の長の判断を開示してくれと。どの部分で、問題にならないのか？法律で出して下さい。

国土交通省は国の財務を賄っている機関ではなく、財務省です。国有財産に関する保険金であり、その運用です。沖縄総合事務局には、ずっと問い合わせています。財務省の「行政財産を貸し付け又は使用許可する場合の取り扱いに基準について」と言う、通達に保険の事が出ています。財務省が管轄しています。

行政の長が相応の理由があり、認めるのなら、その理由を開示して下さい。

- (3) 処分庁は、上記補正の求めに対する回答書について、依然として行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されていないことから、令和5年11月2日付で以下の内容を記載したうえ、審査請求人に再度補正を求めた。

- ・審査請求人が開示を求める不開示決定通知書（令和5年10月10日付財理第2764号）における不開示理由については、開示請求対象文書の特定に足りる事項の記載が不十分であったため文書の補正を求めたところ、形式上の不備が補正されなかったため特定に至らなかったものであり、法9条2項の規定に基づき、不開示とした。

- ・首里城火災に係る保険金については国土交通省所管の一般会計歳入と思料され、その手続きについては沖縄総合事務局において行われたものと考えられることから、国土交通省又は沖縄総合事務局へ問い合わせていただきたい。

上記を踏まえ、開示請求を続ける場合は行政文書を特定するに足りる事項を記載するよう審査請求人に通知した。

- (4) これに対し、令和5年11月5日付（同月7日受付）で、審査請求人から、以下のとおり再補正の求めに対する回答書が提出された。

【再補正の求めに対する回答書（同月5日付）】

何度も繰り返しますが、法律に従って行政は動かなければなりません。法治国家ですから、法律に従ってください。行政機関の保有する情報の公開に関する法律「第5条4に、公にすることにより、犯罪の予防・・・」は開示しなくてよいと。保険金は財務省が、受け取っています。法的に見ても、このお金は違法です。どうして、こんな保険書を作

ったのか？何か犯罪の予防になるのですか？行政の長が、相応の判断があるので出せないと言う事なら、その理由を開示して下さい。不開示にするなら、きちんと行政の長の判断を記載して下さい。

- (5) 処分庁は、上記再補正の求めに対する回答書について、依然として行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が記載されていないことから、処分庁は、令和5年11月27日付で、形式上の不備が補正されなかったことを不開示理由とする原処分を行ったものである。

上記のとおり、処分庁は、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載が必要として、制度趣旨等を説明のうえ、審査請求人に対し複数回の補正を求めた。しかしながら、形式上の不備が補正されなかったことから不開示決定を行ったものであり、処分庁が行った原処分は妥当であると考ええる。

なお、審査請求人は、その他種々主張するが、諮問庁の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、処分庁が法9条2項の規定に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 令和6年3月7日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同年4月1日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ 同年5月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、複数回の補正を求めたが、形式上の不備が補正されなかったことから、本件開示請求について形式上の不備（行政文書の特定が不十分）があるとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 当審査会において、諮問書に添付された資料を確認したところ、本件開示請求から原処分に至るまでの間に、処分庁が審査請求人に対して行った求補正及びこれに対する審査請求人の回答の経緯等は、上記第3の3の諮問庁の説明のとおりであると認められる。

(2) 諮問庁は、原処分の妥当性について、上記第3の3のとおり説明し、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、次のとおり補足して説明する。

ア 審査請求人から令和5年12月7日付けで受理した審査請求書についても、審査請求の趣旨及び理由が判然としなかったことから、諮問庁から審査請求人に対し、審査請求書の補正を求める旨の通知を発出した(同月8日付け)。その後、同月13日に審査請求人から回答を得たが、審査請求人が開示を求める行政文書に係る記載はなく、審査請求の理由も判然としないままであった。

イ こうした状況からみても、処分庁が、開示請求に係る行政文書の特定は困難であると判断し不開示とした決定は、やむを得ない対応であり、妥当であると考える。

(3) これを検討するに、上記(1)において認定した求補正及びこれに対する審査請求人の回答の経緯等並びに当審査会において確認した本件行政文書開示請求書の内容を併せ考えると、上記(2)及び上記第3の3の諮問庁の説明は、特段不自然、不合理とはいえず、首肯できる。

そうすると、本件対象文書については、審査請求人が開示を求める行政文書の特定ができないことから、形式上の不備を理由に不開示とした原処分は、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

何度も繰り返しますが、法律に従って行政は動かなければなりません。法治国家ですから、法律に従ってください。行政機関の保有する情報の公開に関する法律「第5条4に、公にすることにより、犯罪の予防・・・」は開示しなくてよいと。保険金は財務省が、受け取っています。法的に見ても、このお金は違法です。どうして、こんな保険書を作ったのか？何か犯罪の予防になるのですか？行政の長が、相応の判断があるので出せないと言う事なら、その理由を開示して下さい。不開示にするなら、きちんと行政の長の判断を記載して下さい。